

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百一十七号）第二条第一項、第三条第一項ただし書第十三条第一項、第十四条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

## (第二) 種特定(仁學) 物質

**第一条** 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。  
一 ポリ塩化ビフェニル  
二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）

三十五 ペルフルオロ（ヘキサン一一スルホン酸）（別名PFH<sub>x</sub>S）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分校であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFH<sub>x</sub>S若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）  
 （第一種特定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 トリクロロエチレン
- 二 テトラクロロエチレン
- 三 四塩化炭素
- 四 トリフェニルスズ＝N・N-ジメチルジチオカルバマート
- 五 トリフェニルスズ＝フルオリド
- 六 トリフェニルスズ＝アセタート
- 七 トリフェニルスズ＝クロリド
- 八 トリフェニルスズ＝ヒドロキシド
- 九 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）
- 十 トリフェニルスズ＝クロロアセタート
- 十一 トリブチルスズ＝メタクリラート
- 十二 ビス（トリブチルスズ）＝フマラート
- 十三 トリブチルスズ＝フルオリド
- 十四 ビス（トリブチルスズ）＝クロロアセタート
- 十五 トリブチルスズ＝アセタート
- 十六 トリブチルスズ＝ラウラート
- 十七 ビス（トリブチルスズ）＝フタラート
- 十八 アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 十九 トリブチルスズ＝スルファマート
- 二十 ビス（トリブチルスズ）＝マレアート
- 二十一 トリブチルスズ＝クロリド
- 二十二 トリブチルスズ＝シクロペントンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）
- 二十三 トリブチルスズ＝一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a-デカヒドロ-1-イソプロピル-1-四a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）  
 （新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

### 第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するためには必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するためには必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

（審査の特例等の対象となる場合）

#### 第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

2 法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

（優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)第七条法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第

第一種特定化学物質 製品	二 ポリ塩化ビフェニル 二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）	一 ポリ塩化ビフェニル 一 潤滑油、切削油及び作動油
三 アルドリン及びDDT 三 アルドリン及びDDT	二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料	二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
四 ディルドリン 四 ディルドリン	三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙	三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙
五 クロルデン類 五 クロルデン類	四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器
六 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド 六 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー
七 N・N'－ジトリル－バラーフェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－バラーフェニレ 七 N・N'－ジトリル－バラーフェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－バラーフェニレ	六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ	六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
八 二・四・六－トリ－タ－シヤリ－ブチルフェノール 八 二・四・六－トリ－タ－シヤリ－ブチルフェノール	七 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 七 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	七 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
九 マイレックス 九 マイレックス	八 木材用の防腐剤及び防虫剤 八 木材用の防腐剤及び防虫剤	八 木材用の防腐剤及び防虫剤
十 二－（二H－－・二・三－ベンゾトリアゾール－二－イル）－四・六－ジ－タ－シヤリ－ブチルフェノール 十 二－（二H－－・二・三－ベンゾトリアゾール－二－イル）－四・六－ジ－タ－シヤリ－ブチルフェノール	十一 木材用の接着剤 十一 木材用の接着剤	十一 木材用の接着剤
十一 ワックス 十一 ワックス	十二 木材用の防腐剤及び防虫剤 十二 木材用の防腐剤及び防虫剤	十二 木材用の防腐剤及び防虫剤
十二 サーフボード 十二 サーフボード	十三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。） 十三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）	十三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。） 十三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）
十三 インキリボン 十三 インキリボン	十四 フラジエーターグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。） 十四 フラジエーターグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。）	十四 フラジエーターグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。） 十四 フラジエーターグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。）
十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。） 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）	十五 ヘルメット 十五 ヘルメット	十五 ヘルメット



十九	P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩	十	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
二十	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地	十一	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
二十一	金属の加工に使用するエッチング剤	十二	床用ワッカス
二十二	半導体の製造に使用するエッチング剤	十三	業務用写真フィルム
二十三	メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤	二十四	半導体の製造に使用する反射防止剤
二十五	半導体用のレジスト	二十六	半導体用の接着剤
二十六	はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤	二十七	はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤
二十七	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	二十八	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
二十八	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服	二十九	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
二十九	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	三十	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)  
**第八条** 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表三の項において「トリプチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)とする。

(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)  
**第九条** 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

第二種特定化学物質	製品
一 トリクロロエチレン	一 接着剤(動植物系のものを除く。)
二 テトラクロロエチレン	二 塗料(水系塗料を除く。)
三 トリプチルスズ化合物	三 金属加工油
(手数料)	四 洗浄剤
<b>第十一条</b> 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。)による場合にあつては、同表の下欄に定める金額)とする。 納付しなければならない者 一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者 二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者 三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者 (審議会等で政令で定めるもの)	五 繊維製品用仕上加工剤
<b>第十二条</b> 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	六 防腐剤及びかび防止剤
厚生労働大臣 経済産業大臣 環境大臣	七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
(施行期日)	八 洗浄剤
1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。	九 繊維製品用仕上加工剤
	十 防腐剤及びかび防止剤
	十一 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	十二 洗浄剤
	十三 繊維製品用仕上加工剤
	十四 防腐剤及びかび防止剤
	十五 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	十六 洗浄剤
	十七 繊維製品用仕上加工剤
	十八 防腐剤及びかび防止剤
	十九 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	二十 洗浄剤
	二十一 繊維製品用仕上加工剤
	二十二 防腐剤及びかび防止剤
	二十三 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	二十四 洗浄剤
	二十五 繊維製品用仕上加工剤
	二十六 防腐剤及びかび防止剤
	二十七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	二十八 洗浄剤
	二十九 繊維製品用仕上加工剤
	三十 防腐剤及びかび防止剤
	三十一 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	三十二 洗浄剤
	三十三 繊維製品用仕上加工剤
	三十四 防腐剤及びかび防止剤
	三十五 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	三十六 洗浄剤
	三十七 繊維製品用仕上加工剤
	三十八 防腐剤及びかび防止剤
	三十九 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	四十 洗浄剤
	四十一 繊維製品用仕上加工剤
	四十二 防腐剤及びかび防止剤
	四十三 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	四十四 洗浄剤
	四十五 繊維製品用仕上加工剤
	四十六 防腐剤及びかび防止剤
	四十七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	四十八 洗浄剤
	四十九 繊維製品用仕上加工剤
	五十 防腐剤及びかび防止剤
	五十一 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	五十二 洗浄剤
	五十三 繊維製品用仕上加工剤
	五十四 防腐剤及びかび防止剤
	五十五 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	五十六 洗浄剤
	五十七 繊維製品用仕上加工剤
	五十八 防腐剤及びかび防止剤
	五十九 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	六十 洗浄剤
	六十一 繊維製品用仕上加工剤
	六十二 防腐剤及びかび防止剤
	六十三 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	六十四 洗浄剤
	六十五 繊維製品用仕上加工剤
	六十六 防腐剤及びかび防止剤
	六十七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	六十八 洗浄剤
	六十九 繊維製品用仕上加工剤
	七十 防腐剤及びかび防止剤
	七十一 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	七十二 洗浄剤
	七十三 繊維製品用仕上加工剤
	七十四 防腐剤及びかび防止剤
	七十五 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	七十六 洗浄剤
	七十七 繊維製品用仕上加工剤
	七十八 防腐剤及びかび防止剤
	七十九 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	八十 洗浄剤
	八十一 繊維製品用仕上加工剤
	八十二 防腐剤及びかび防止剤
	八十三 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	八十四 洗浄剤
	八十五 繊維製品用仕上加工剤
	八十六 防腐剤及びかび防止剤
	八十七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	八十八 洗浄剤
	八十九 繊維製品用仕上加工剤
	九十 防腐剤及びかび防止剤
	九十一 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	九十二 洗浄剤
	九十三 繊維製品用仕上加工剤
	九十四 防腐剤及びかび防止剤
	九十五 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	九十六 洗浄剤
	九十七 繊維製品用仕上加工剤
	九十八 防腐剤及びかび防止剤
	九十九 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
	一百 洗浄剤

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止)  
 2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令(昭和四十九年政令第百二号)は、廃止する。  
 (経過措置)

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質 P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩	製品 消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤
P F O S 又はその塩 P F O A 又はその塩	消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤
P F H	消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附 則 (昭和五四年八月一四日政令第二二五号)

この政令は、昭和五十四年八月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月十一日から施行する。

附 則 (昭和五六年一〇月二一日政令第三〇二号)

この政令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年四月二三日政令第九七号)

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月一七日政令第二九七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一月二十一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月三一日政令第三三五号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一月二十一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二九日政令第七五号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二九日政令第七五号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二七日政令第三五一号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二〇日政令第四九号) 抄

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二二日政令第五九号) 抄

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月二九日政令第七五号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月一二日政令第二五九号)

この政令は、平成二年九月一二日から施行する。

## (施行期日)

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成二十二年一二月二七日政令第五四二号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。

**附 則** (平成十四年九月四日政令第二八七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一日から施行する。

**附 則** (平成十五年一月一五日政令第五号)

この政令は、平成十五年三月十五日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月一九日政令第四一九号)

(施行期日)

この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

- (確認に関する経過措置の対象となる者)
- 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

**附 則** (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成一七年四月一日政令第一三四号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一九年一〇月三一日政令第三二一号)

この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年一〇月三〇日政令第二五六号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日
- 第三条の次に二条を加える改正規定(第三条の三に係る部分に限る。)、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日

**附 則** (平成二一年一〇月三〇日政令第二五七号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年三月一九日政令第六八号)

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月二日政令第五二号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年二月二一日政令第三五号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第七条の表の改正規定 平成三十一年十月一日
- 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年一月一日)

**附 則** (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年一二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和三年四月二一日政令第一四四号)

この政令は、令和三年三月二十一日から施行する。

**附 則** (令和五年一二月一日政令第三四三号)

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び附則第三項の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則** (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**第一条**

(薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置)

**第二条** この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六十六条第四項及び第一百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。

**附 則** (令和六年七月一〇日政令第二四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 第一条第三十四号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

(経過措置)

**第二条** 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（次条において「新令」という。）第一条第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

**第三条** 新令第一条第三十五号イ又はロに掲げる第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質をいう。）の製造に係る法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

**第四条** 経済産業大臣は、前条の規定による申請があつた場合には、この政令の施行の日前においても、法第十七条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

**第五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第三十四号の規定の適用については、同号中「PFOA」とあるのは「PFOA」以下「PFOA」という。」と「限る。次号ハにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」とあるのは「塩」とする。